町民税・県民税の申告受付が始まります。

↓申告が必要か下記のフローチャートにて事前に確認お願いします↓

町県民税申告 **が必要な方**

・右QRコードより申告案内及び日程をご確認ください。

確定申告 **が必要な方**

右QRコードより確定申告の案内をご確認ください。

スタート

令和6年1月1日南風原町に住んでいた（住んでいる）

Yes

昨年中にどんな収入がありましたか？

収入なし　または　非課税となる収入のみ → 申告不要※

主に年金収入

- ・年金収入のみで申告する控除*がない → 申告不要※
- ・年金収入があり、年金以外の所得が20万円以下
  ・控除*の追加、変更がある → **町県民税申告**
- ・年金収入が400万円を超えている
  ・年金収入以外の所得が20万円以上ある → **確定申告**

主に給与収入

- ・１カ所からの給与収入のみで年末調整の内容に変更がない → 申告不要※
- ・給与収入があり、給与以外の所得が20万円以下
  ・控除*の追加、変更がある → **町県民税申告**
- ・給与収入が2,000万円を超えている
  ・２カ所以上からの給与収入がある
  ・給与以外の所得が20万円以上ある
  ・年末調整をしていない → **確定申告**

下記の所得
・営業・農業
・不動産・雑
・譲渡・一時
・利子・配当

- ・所得金額より控除*金額の方が多い
  （所得税が課税されない） → **町県民税申告**
- ・所得金額より控除*金額の方が少ない
  （所得税が課税される） → **確定申告**

No

1月1日に住んでいた（住んでいる）市町村へ申告して下さい

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせ下さい。
控除*とは、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除など税法上の控除を指します。

※申告不要に該当した方・・・税証明を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。